

令和7年度 さいたま市立指扇北小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する義務を有する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、すべての児童に関係する問題であるという認識に立って、いじめの問題に取り組んでいかなければならない。また、いじめられた児童の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いを尊重し合える態度や人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等にも着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらに全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。あわせて、地域、家庭が一体となって、問題に取り組む姿勢が必要である。

さいたま市立指扇北小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導に当たる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、または、相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認すること。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、生徒指導部員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、PTA会長、主任児童委員、民生委員、学校運営協議会委員、その他
*必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 役割：学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ア いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- イ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

【早期発見・事案対処】

- ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- イ いじめの疑いに関する情報などに係る情報の収集と記録、共有
- ウ いじめの情報についての事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- エ 被害者への支援、加害者への指導体制、対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ア 学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
(指扇北小学校いじめ防止基本方針の実行・検証・修正)

イ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施

ウ 学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（P D C Aサイクル）

(4) 開 催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内 容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策会議

(1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：児童会長、児童会副会長、児童会書記、各委員会委員長、代表委員

(3) 開 催：各学期1回

(4) 内 容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を全校児童に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」（6月まで）に、「B 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開（児童朝会、学級スローガンづくり）
 - ・校長等による講話（①いじめの問題に対する学校の姿勢や対応について、②いじめ対策委員会の組織や活動について）
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりによる家庭や地域への広報活動
 - ・学校独自の簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 各学期の初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気付き定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任を中心に、学級の傾向や児童一人ひとりの心の状況を把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 対象：全学年（12月までに実施）

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 対象：5・6年生 実施：6月

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 児童とコミュニケーションを図り、些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 児童に基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子がみられる 等
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回以上） *必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、担任が児童と面談を行う。

面談した児童について、記録をとり学年・学校全体で情報を共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」「誰が」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。記録用紙は5年間保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。（4、9、1月は心と生活のアンケートに、7、12、3月は休み前のアンケートに代える。）
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 毎月、教育相談週間（日）を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ・教育相談室の整備、SC、SSWとの連携

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：6月・10月・2月（年3回実施）
- (2) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、校長が指名した教員が保護者と面談を行う。
同時に関係児童からも事情を聴き取る。面談した内容について、校長（教頭）に報告し、必要に応じていじめ対策委員会（校内委員会）を実施する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：連絡会において情報収集を図るとともに、日常の連携を密にする。
- (2) 防犯ボランティア：学校安全ネットワーク連絡会において情報収集を図るとともに、日常の連絡・連携を密にする。

- (3) 学校運営協議会委員：各学期1回の学校運営協議会において情報収集を図るとともに、日常の連携を密にする。

Ⅶ いじめの認知

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」や「生徒指導委員会」を活用して行う。

Ⅷ いじめの対応

- いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。
- 校長は、教頭からの報告をもとに情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会（校内委員会）を開催する。また、状況に応じて教育委員会へ報告を行うとともに、関係機関との連携を図る。
 - 教頭は、いじめの報告を受けたら、まず校長へ報告を行い、「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように」など明確に記録を取る。重大な場合については、いじめ対策緊急保護者会の開催を計画する。
 - 教務主任は、いじめ対策委員会の運営を行い、いじめの実態把握を行う。続いて全教職員への職員会議等の運営を行い、すべての教職員の共通理解を図る。
 - 担任は、いじめを発見した場合、すぐに学年主任に報告するとともに、当事者双方、周囲の児童から聞き取り、記録をする。いじめられた児童の安全確保や面談、その家庭への支援、いじめた児童への指導やその家庭への連絡を行う。
 - 学年担当は、担任と協力して、いじめの正確な実態把握を行う。
 - 学年主任は、学年の教員と協力していじめられた児童に関わる児童からの情報収集を行う。また、状況を校長（教頭）に報告する。
 - 生徒指導主任は、児童の情報を把握できるよう校内委員会の組織を活用する。児童の情報を全教職員の共通理解を図るために、校内委員会を通じて周知する。
 - 教育相談主任は、いじめを受けた児童を保護し、心配や不安を取り除くとともに、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連絡を取り協力を求める。
 - 特別支援教育コーディネーターは、いじめ問題の背景に障害が原因として考えられないか、情報収集を行う。
 - 養護教諭は、保健室での児童の気になる様子が見られた場合は、様子を担任や学年の教員に伝え、複数の見方や視点から方策を検討する。
 - さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づ

く支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報提供を行う。

○特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき、学校は組織的な対応につなげていく体制を整備する。

IX 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

X 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で読み合わせ等を行い、それぞれの分掌の役割を確認する。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：毎学期末に実施し、いじめ対策委員会（校内委員会）で結果の検証を行う。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
○授業規律を校内で統一して、同一歩調で指導に当たる。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
○毎月、生徒指導委員会、教育相談委員会を開催するとともに、児童理解研修等を行い、児童理解を継続的に図る。
- (3) 情報モラル研修
○ネットいじめに対応するための研修会を実施するとともに、いじめ防止に向けての指導方法についても検討する。
- (4) いじめに係る研修の実施
 - ア ねらい いじめ等に、迅速かつ適切に対応するため
 - イ 回数 年間に2回以上
 - ウ いじめの定義、いじめの認知、いじめを発見してからの対応を全教職員で共通理解を図る。

XI PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。
- ### 2 生徒指導部における今年度の振り返りと次年度の計画、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (1) 生徒指導部における今年度の振り返りと次年度の計画：2月とする。
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月とする。

(3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月、2月とする。

4月 生徒指導の共通理解研修

8月 生徒指導に係る伝達研修

2月 次年度に向けての生徒指導研修

※ 期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。